

令和2年度 行政監査・定期監査
(一般会計・特別会計・企業会計)

結 果 報 告

小浜市監査委員

1、監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

定期監査（地方自治法第199条第4項）

2、監査の対象

各部・各局にそれぞれ属する一般会計、特別会計、企業会計

3、監査の方法

財務に関する事務が、法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

4、監査の主眼

予算に関連する事務の執行ならびに財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理事務が、地方自治法第199条第3項に規定する第2条第14項および第15項、ならびに地方財政法第4条の趣旨に則っているかについて特に注意を払い、それぞれの事務事業が経済的、効果的、合理的かつ計画的に執行されているか、また法令等に基づいて適正に処理されているかを主眼に置くとともに、前年度の決算審査やこれまでの各種監査等の結果を踏まえ実施した。

5、監査の実施期間

企画部	令和2年10月12日～令和2年10月27日
総務部	令和2年10月21日～令和2年11月 5日
民生部	令和2年11月12日～令和2年11月27日
産業部（上下水道課）・議会事務局・会計課・監査委員事務局	令和2年12月10日～令和2年12月25日
産業部（上下水道課除く）	令和3年 1月 7日～令和3年 1月25日
教育委員会	令和3年 1月25日～令和3年 2月12日

6、監査の結果

財務に関する事務の執行や経営にかかる事業の管理状況を検証した結果、各部署とも、事業執行ならびに予算管理が概ね適正に執行されていることを確認した。

ただし、一部について改善や検討の必要な事項について後述のとおり、意見を付す。また、監査の過程で判明した軽微な事項については、所管課長に口頭で指示し改善を促した。

【 総務部 】

税務課

納税の公平性を確保するため、滞納整理に努めるとともに、ライフスタイルの変化にあわせた納付手段の充実を図り、納税者の利便性の向上に取り組まれない。

【 企画部 】

人口増未来創造課

ふるさと納税の他自治体の取り組みを研究し、新たな仕組みを検討するとともに、今後も効果拡大に向け、積極的な情報発信に努められたい。

財政課

今後も非常に厳しい財政状況が続く見込みの中で、将来にわたって持続可能な財政運営を確保するため、市民サービスへの影響に十分注意しながら、積極的な財源の確保と歳出削減等を進め、財務体質の改善が図れるよう努められたい。

【 民生部 】

子ども未来課

運動の継続を促す効果的な取り組みで得られた情報や意見等を分析し、市民の健康づくりにつながる事業の推進に引き続き取り組まれない。

高齢・障がい者元気支援課

市民が将来にわたり充実した介護サービスを受けられるよう、認定者数や利用状況等に注視し、必要なサービスの確保に努められたい。また、介護予防にも積極的に取り組まれない。

市民福祉課

マイナンバーカードの交付率が低い状況であるが、利便性の向上や行政の業務効率化の有用な手段となることから、カードの普及促進に努められたい。

【 産業部 】

商工観光課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止とあわせ、市民の生活支援と市内の経済活動を促進する効果的な施策の実施に努められたい。

営繕課

市営住宅使用料等の悪質な滞納者については、徴収を強化するとともに、法的な措置も視野に入れ、未収金の解消に努められたい。

【 教育委員会 】

文化課

文化財等の重要性や価値等を広く周知し、市民と共に、効果的な保存と活用に取り組まれない。

【 全部局共通 】

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会情勢が大きく変化する中、各部局においては、感染拡大防止対策ならびに市民の生活支援、経済対策等に積極的に取り組まれている。今後も引き続き市民に寄り添った行政運営に努められたい。